

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ香芝店

所在地 香芝市上中一五五番一ほか四筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社NOBJAPAN

住所 大阪市中央区心斎橋筋二丁目一番六号

代表者 延田 久武生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ドン・キホーテ

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者 大原 孝治

四大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月二十九日

五大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇五三平方メートル

六大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 四九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり
位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 七三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 七六・五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二三・三二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間利用

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十六年八月二十八日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課及び香芝市市民環境部地域振興局商工振興課

十 縦覧期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで